

## 夜間照明施設使用における遵守事項

- 1 点灯は全体で概ね1／4程度とし、7月・8月を除く10か月間とする。
- 2 平日の火・水・木曜日とする。
- 3 点灯可能時間は、薄暮から概ね午後8時までとする。
- 4 かけ声等騒音には、気をつける。
- 5 使用に際し疑義が生じた場合は、その都度協議する。